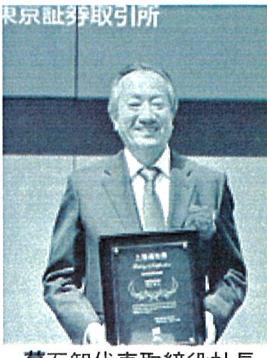


(第三種郵便物認可)



葛石智代表取締役社長



東証PRO Market上場のようす

創業27期目を迎えた日本
総険の現状
平成8年(1996年)
12月25日に登録認可を得
て、私たちは保険仲立人
をスタートさせました。

出発は男子2名、女子1
名の3名で、振り返れば
理念が先行した会社であ
りました。社長として50
歳でしたので何が不安で
あったかといえば、80歳
まで心身共に健康にて事
業が可能かなと真剣に考
えたことでした。何故か
といえば、当時懇意にし
て頂いた保険会社の役員
から「日本にブローカー
制度が定着するのに30年
はかかる」と言われたこ
とが念頭にあつたためで
す。それも巨大な損害保
険の明治以来の流れを変
えることでもありますか
ら至難の業であるとも。
私は平成6年(1994年)当
時に大蔵省が主
管する保険仲立人制度懇
談会の委員として、保険
法の保険仲立人に関わ
る

葛石智代表取締役社長

を目標に、結果は、
従来とほとんど変わら
い状況となりました。変
わったのは保険募集人が
保険募集取締法から解放
されたくらいです。当時、
商品の自由化、料率の自
由化、手数料の自由化な
どが保険募集に関わる改
革として高らかに叫ばれ
ていましたが、これは保
険会社向けの自由化であ
り、何ら保険募集人が関
わる自由化ではありません
でした。むしろ、当時
の職業代理店が築いてき
た、保険料の自主運用や
工場物件の保険料算出能
力などがことごとく無に
なりました。この改革は見方
によると、保険仲立人制度
が見方に

る条文の制定作業に立ち
会わせていただきまし
た。当時は仲立人制度の導入のみを対象と
し、保険募集制度の改革
はしない前提で業法改正
を目指したため、結果は、
従来とほとんど変わら
い状況となりました。変
わったのは保険募集人が
保険募集取締法から解放
されたくらいです。当時、
商品の自由化、料率の自
由化、手数料の自由化な
どが保険募集に関わる改
革として高らかに叫ばれ
ていましたが、これは保
険会社向けの自由化であ
り、何ら保険募集人が関
わる自由化ではありません
でした。むしろ、当時
の職業代理店が築いてき
た、保険料の自主運用や
工場物件の保険料算出能
力などがことごとく無に
なりました。この改革は見方
によると、保険仲立人制度
が見方に

お客様のために働く 日本総険という会社があります

016年によく保険
募集に関する新たな改正
が行われたのですが、要

2016年の業法改正
を経て、行政は2017

年に顧客本位の監督指針
を公表したことにより、

2016年の業法改正
の歴史は、私たちのこれ

からの事業展開する上で
重要な柱となりました。

2016年の業法改正
の歴史は、私たちのこれ

からの事業展開する上で
重要な柱となりました。

2016年の業法改正
の歴史は、私たちのこれ

からの事業展開する上で
重要な柱となりました。

2016年の業法改正
の歴史は、私たちのこれ

からの事業展開する上で
重要な柱となりました。

顧客の立場から ベストプラクティスを追求する保険仲立人 ─現状と将来への期待─

株式会社日本総険

2

ファイアウォールなどを
設けたのです。それでも
保険仲立人となった仲間
たちは頑張りました。2

日本総険の今後に描くビ
ジョン

保険仲立人について、
損害保険の歴史を勉強す

ることは大いなる意義が
あります。明治12年(1

879年)にわが国にお

ける最初の本格的な海上
保険業として設立された

東京海上保険会社の変遷

から、一方で保険仲立人を
誕生させ、他方でその保

険仲立人に対しては、保

険会社の手の外として、
これまでの保険募集取締

法の概念の延長ではない
かと疑義ある規制にて、
手足を縛るともいえる高
額な営業保証金や厳しい
規制による規制にて、
保険料の償却方法が各社
に浸透したのではないか
と推察されます。つまり
現在、プローカー営業手
法を駆使する保険会社こ
そが勝ち残った損害保険
会社なのではないですか。

さらに損害保険事業は
流通業者を含めて競争に
勝ち残るには人件費が経
営の肝であることが事業
研究で認識されました。

このことは保険会社の変

遷や米国プローカーの変

遷をみれば明らかであり

ます。私たちがこの事実
を肝に銘じ、プローカー^{レッジ}にのみ頼らないフ
ィービジネスを生み出だ
すことを最大の経営課題
といきました。3年後

にはプローカーレッジと
フィーの構成比を50:50
にもっていこうとしてい
ます。そうすることで確
かな成長曲線が描けると
信じています。

私たちがビジョンとし
て「リスクあるところに
保険を届けよう」を掲げ
ています。プローカーは
に創業以来挑み続けてい
ますが、未だに答えら
しき答えは見つかりませ
ん。リスクマネジメント
の書籍などにはいとも簡
単に課題解決のためのワ
ークフローが明記されて
いますが、実務として
「どのようにして、そ
して「どの程度の深さま
で」と尋ねれば明快な回
答は聞けません。私たち
はリスクデューデリジェ
ンスを必要性の高いサ
ービスとしてお客さまに啓
発していくないと考え
その技術を早期に確立し
ようとしています。

「保険の前と後ろに私た
ちの仕事がある」。これ
が将来を見据えた私たち
の戦略です。

参考文献|東京海上火
災保険株式会社編
10年史